昭和51年
5月1日号
第123号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

五月の暦

一日　メーデー
二日　八十八夜
三日　憲法記念日
五日　こどもの日
九日　田の日
十五日　沖縄本土復帰記念日

戸籍手数料が改められます
五月一日から

このほど、戸籍手数料金が改正され、五月一日から戸籍の謄、抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは、次のとおりです。

戸籍の謄、抄本等を郵便で請求されるときは、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。特に、定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の場合、料金はわずか十円ですから、手軽に利用できます。なお、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっていますので、よろしく御協力をお願いします。

記

区分	手数料
戸籍の謄、抄本、一通	二〇〇円
除籍の謄、抄本、一通	三〇〇円
戸籍の記載事項証明、証明事項一件	一〇〇円
除籍の記載事項証明、証明事項、一件	二〇〇円
受理証明書、一通	一〇〇円
上質紙使用の婚姻届等の受理証明書、一通	八〇〇円
戸籍謄薄の閲覧、一戸籍	一〇〇円
除籍謄薄の閲覧、一戸籍	二〇〇円
届書類の閲覧、書類、一件	一〇〇円

住民相談コーナー開設

相談は無料・秘密は厳守
お気軽にご相談ください。

四月一日から、水俣警察署に、「住民相談コーナー」が設けられました。これは、少年の非行、家出、その他防犯上の問題。
身上、家庭、職場等日常生活に伴う困りごと。
暴力の被害、押し売りその他迷惑ごと。
公害の被害苦情。
交通問題。
警察に対する要望意見などについて、皆様から相談を受け、お役に立つコーナーです。
相談は電話〇九六六六③二二七番でも、直接お越し下さっても結構です。お気軽にご相談ください。
なやみごと、お困りごと、もめごと、苦情は。

住民相談コーナーへ
水俣警察署　防犯係

感電事故がおきています
鯉のぼりは電柱に御注意を

鯉のぼりが、電線に引っかかるおそれのある場所には、設置しないで下さい。
鯉のぼりのポールをたてるとき、たおすときは、電線にさわらないように注意して下さい。
もし、鯉のぼりが、電線や、電柱に引っかかった場合は、危険ですから自分で電柱にのぼったり、物干しざおなどをつつくようなことは、絶対にしないで、すぐ近くの九州電力水俣営業所（電話〇九六六六③二六一番）に連絡下さい。

あなたも検察審査員に選ばれます

十一人の検察審査員が出席する検察審査会議を開いて、事件の記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり、実地見分をしたりして、検察官の不起訴処分のよしあしを慎重に審査します。

検察審査会とは
広く選挙権のある人の中から選ばれた十一人の検察審査員が、いわば、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

審査はどういうときに行うか
犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴、告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として、検察審査会に申立てがあったとき、審査を始めます。また、検察審査会は、被害者などからの申立てがなくても、進んで検察官が不起訴にした事件を取り上げて審査をすることもあります。

審査はどのような方法で行うか
検察審査会では、検察審査員が出席する検察審査会議を開いて、事件の記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり、実地見分をしたりして、検察官の不起訴処分のよしあしを慎重に審査します。

捜査のやりなおしも
検察審査会で審査した結果、捜査が不十分であるとか起訴すべきであるという議決があった場合には、検察庁では、この議決を参考にして事件を再検討します。捜査をやり直すこともあります。
その結果、起訴するのが相当であるときの結論に達したときは、起訴の手続がとられます。

検察審査員はどのような方法で選ばれるか
まず、市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿を基に、くじで検察審査員の候補者を選びます。
その中から、検察審査会事務局長が再びくじで検察審査員を決めます。

検察審査員に選ばれた人は
検察審査員の仕事は、国民としての健全な常識を備えていれば十分果たすことができます。法律などの特別の知識は全く必要ありません。検察審査員、補充員の任期は六ヵ月で、この間、審査会議に出席する回数は、いちがいには言えませんが、月に二回か三回ぐらいです。出席したときには、旅費、日当などが支給されます。
あなたが検察審査員に選ばれたときは、検察審査会の役割を理解され、進んでこの務めを果たすようにしてください。

奨学資金貸付申込みのご案内

津奈木町では、学校の成績が優秀で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資金の一部を貸付けています。

奨学生となれる者
(一)保護者が本町に本籍及び住所を有する者の子弟であること。
(二)品行方正身体強健で学術又は特殊技能において優れていること。但し公私の奨学金又はこれに類する金品の交付をうけている者は本町の奨学生となることは出来ません。

奨学金の額
高校生　年額　三万六千円
大学生　年額　十二万円

奨学金の申込期間
自昭和五十一年四月一日
至昭和五十一年五月十五日
申込用紙は教育委員会にあります。

赤崎線（泊～赤崎）舗装工事完成

昭和四十八年から三ヶ年継続で実施しました赤崎線が全線（二、五二五メーターアスファルト、コンクリート舗装）完了となりました。
工事期間中の関係者各位の御理解と御協力を感謝申し上げますと共に今後道路に対する愛護の意を一層深め道路維持管理に協力をお願いいたします。

総事業費　四三、四六二千円

老令福祉年金証書の収集についてお知らせ

来る五月六日から老令福祉年金の支払が郵便局の窓口で取扱われますが、受権者の方は受給されました後、役場国民年金係より証書の収集に六日、七日、両日郵便局に参りますので、よろしく御協力下さい。その後受給された方は、役場年金係まで提出下さい。
尚、提出を忘りますと、次の年金の受給が出来ませんので、念のため申し添えます。

国民年金係より

身体障害者のバス運賃の割引きについて

従来から九州各県共通の割引証による割引きが行なわれておりますが、本年4月1日から**熊本県内のバス利用**に限り障害者本人については、**身障害者手帳の星示のみ**（ただし、一種障害者に対しては黄色いステッカーを役場で、貼り付ける）でいいこととし、介護人については新たに作成する。
介護人証による割引きが行なわれることになりました。
一種障害者の方でステッカー、介護人証をまだお持ちでない方は現在福祉係で交付しておりますので手帳を持参のうえお越しください。代理の方でも結構です。

＊＊＊＊＊

区長交代

(新)大治　柳迫美友
(旧)大治　新立初喜
(新)福浦　上原一男
(旧)福浦　福田政彦

利率が有利になる
貯の手続きは早目にお済ませください

昭和四十九年九月二十四日に定額貯金の利率が引き上げられましたが、その前日までに預入した定額貯金を今後とも引き続きお預けになる場合は、簡易な手続きで、昭和四十九年九月二十四日現在の高いお利息（がつく取扱い（㊙）の手続き）をしています。お手もとの定額貯金証書をお確かめのうえ、郵便局にご持参ください。
お取扱期間は、昭和五十二年一月十三日、までです。詳しくは郵便局でお尋ねください。

津奈木郵便局

身障者福祉運動にちなむ郵便葉書の発行等について

重度の身体障害者（1級・2級）で身体障害者手帳をお持ちの満6才（昭和51年4月1日現在）以上の方は、身体障害者福祉強調運動にちなむ郵便葉書を昭和51年4月20日以降お1人につき20枚もらえます。御希望の方は、障害手帳、印鑑をご持参の上、郵便局にお申出ください。申出方法は代理の方でも郵便でも結構です。
期日は来る5月10日まで。
詳しくは郵便局へお尋ねください。

老人医療受給者証の更新

現在老人医療受給者証をお持ちの方で、国民健康保険保険者以外の方は、本年五月一日より五月三十一日までの間に、役場福祉係で更新の手続を受けて下さい。
持参するもの
一、老人医療費受給者証
二、印鑑
三、被保険者証（社保・口鉄）
尚、更新されない方は、七月一日より老人医療が受けられなくなりますので、ご注意下さい。

森林組合便り

このたび津奈木町森林組合では下刈り作業班を結成しましたので御希望の方は、森林組合にお申込みください。
尚、賃金、その他詳しいことは組合にお尋ねください。
（但し、内科については診査しません）

診査料　無料
※手帳所持者で更新されたい方、身体に障害のある方で手帳の交付を受けたい方は、ご相談下さい。

計量器の定期検査について

次により計量器の定期検査が実施されますので、商売用に使用される「**はかり**」をお持ちの方はもれなく検査を受けられるようお願いします。

期日　昭和五十一年五月十七日（月）十時から三時まで。
場所　中央公民館ホール。

津奈木町財政事情
― 昭和51年度一般会計 ―

まえがき

ここに公表します「財政事情」は、町民の皆様に町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態について御理解いただき、町政の発展について御協力を得るため、公表しているものであります。

歳入

昭和51年度一般会計予算は総額9億3千250万円のうち、表1．図1のとおり自主財源は、わずか31.58%（千拓地の一部売払代金を含むので実質は21%）で、あとは、地方交付税、国庫支出金、県支出金から交付される依存財源であります。
町税は図2でもおわかりのように、5千578万5千円で全収入の5.98%にあたります。

表1　歳入

区分	金額	区分	金額
町税	55,785千円	県支出金	51,916千円
地方譲与税	9,400	財産収入	211.068
自動車取得税交付金	6,000	寄附金	1.667
地方交付税	325,000	繰入金	4
交通安全対策特別交付金	500	繰越金	5,000
分担金及び負担金	5,293	諸収入	5,348
使用料及び手数料	10,284	町債	122,101
国庫支出金	123,134	合計	932,500

図1　歳入予算項目別構成比

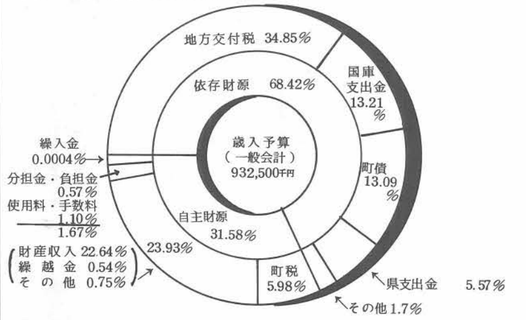

図2　住民の負担状況

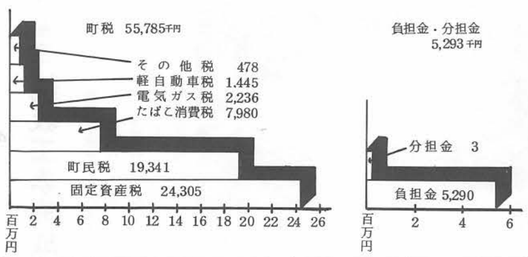

津奈木町告示第17号

財政事情の公表について

地方自治法第243条の3第1項及び津奈木町財政事情の公表に関する条例第2条の規定により財政事情を次のとおり公表する。
昭和51年5月1日

津奈木町長　六車孝吉 ㊞

歳出

表2．図3からわかりますように、福祉費（民生費、衛生費）が1億4千523万3千円で15.53%、教育費は、1億8千915万3千円で20.83%、農林水産業費は1億4千265万9千円で15.30%等が主なものです。これを性質別にみますと図4のようになります。

表2　歳出

区分	金額	区分	金額
議会費	25,657千円	消防費	12,033千円
総務費	117,187	教育費	189,153
民生費	109,844	災害復旧費	12,876
衛生費	35,389	公債費	44,377
農林水産業費	142,659	諸支出費	164,073
商工費	548	予備費	1.000
土木費	77,704	合計	932,500

図3　歳出予算項目別構成比

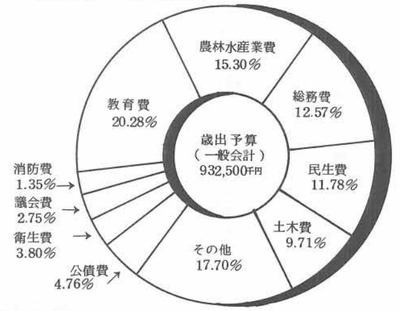

図4　歳出予算性質別構成比

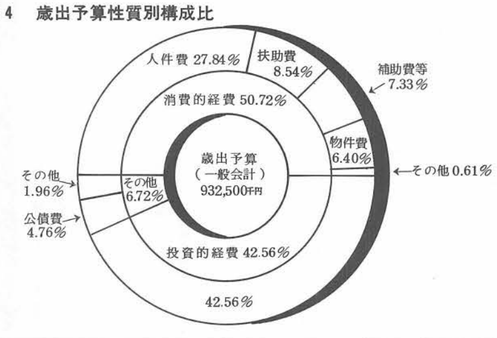

ゴールデンウィーク（連休）の事故防止運動が行なわれます

連休を利用した、レジャー交通等により、交通量の増加、無理なスケジュール消化のための無謀運転など、交通事故発生の要因が多くなるので、この期間、交通安全思想を高揚し、運転者の中にゆっくり走る気運を醸成させ、交通事故防止の徹底を図るものです。

期間　四月二十九日から五月五日まで。

記

建設関係職種の皆さんへ

足場の組立等作業主任者技能講習会のお知らせ

この技能講習は、労働安全衛生法にもとずくもので、吊り足場、張り出し足場、又は高さ五米以上の構造の足場の組立て、変更を行う作業には、技能講習を修了した作業主任者の指揮、監督のもとで行うように義務づけられています。
違反すれば、罰せられます。

受講資格は
関係職種の作業に、三年以上の現場経験を有する者。

講習日　五月二十八日二十九日
会場　八代市厚生会館。
申込受付　五月十八日まで。
申込場所　お問い合せは、
水俣市浜町三丁目九
熊本県建築労働組合水俣支部
電話②―5024

(月)(水)(金)の十二時～十五時まで

税務署便り「マイホームと税金」

「自分の家に住みたい」という夢は、多くの人が持っていますが、実際にマイホームづくりとなると、資金、設計、建築などいろいろな問題がでてきます。
税金のことも、この二つでしょう。
土地や建物などを取得しますと、まず、県に納める「不動産取得税」と、法務局で登記したときにかかる「登録免許税」があります。
ところで、住宅を新築したり、新築住宅を購入した人は、一定の要件に当てはまると、所得税額から最高三万円づつ三年間、「住宅取得控除」が受けられます。
サラリーマンの人は、最初の年に税務署に申告すると、二年目、三年目は年末調整で控除を受けることができます。
具体的な手続きなど詳しいことは、税務署に、お気軽にご相談下さい。

第八回子供（親子）会ソフトボール大会

次の日程により子供（親子）会ソフトボール大会を行ないますので皆様のご声援をお願いします。

記

(1)日時　五月五日午前八時
(2)場所　町民グラウンドと中学校々庭

第三回走ろう会

次の日程により第三回の走ろう会を行ないますので、こぞってご参加下さい。

記

(1)日時　五月二日午前六時五十分集合。
(2)場所　町民広場。